

大和郡山市水道施設監視制御システム更新事業

入札公告等に関する質問への回答

令和6年10月

大和郡山市上下水道部

No.	書類名	頁等	項目				質問内容	回答
1	入札公告	1	第 1	(6)			最低制限価格は設定無との事ですが、調査基準価格の設定等 提案内容を提示した金額で実際に履行可能かどうかを検証する一定の線引きはされないのでしょうか？	妥当性の検証はいたしますが、線引きは致しません。
2	入札公告	1	第 2	5			現場代理人及び主任技術者等の配置技術者は設計製作期間、現場工事期間等 工事進捗のタイミングにより途中交代可能でしょうか？	実施方針等に関する質問への回答（令和 6 年 8 月 30 日公表）の No. 10 で示したとおりです。
3	入札公告	2	第 3	(2)			入札参加資格確認申請書の提出期限は令和 6 年 10 月 31 日(金)午後 5 時までとありますが、同日は木曜日となります。正しい日付又は曜日をご教示下さい。	申し訳ありません、誤記です。入札説明書に示した「10 月 31 日（木）午後 5 時」が正しいです。 修正版を公表いたします。
4	入札説明書	7	3	(2)	イ		同一資本・系列を同じくする企業の本事業への同時参加は認められますでしょうか？ (例) 親会社、子会社が個別に別法人として本事業に参加する等。	資本関係において関係がある者（当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又は、その出資の総額が 100 分の 50 を超えている者）の同時参加は認めません。
5	入札説明書	7	3	(2)	イ	(ア)	A～G 提出資料作成要領及び様式集 P11 において添付資料として「入札参加資格(共通事項)を有していることを示す書類」とありますが、共通事項 A～G を証明する為に添付すべき書類を具体的にご教示下さい。	提出資料作成要領及び様式集の様式Ⅱ-2 入札参加資格確認申請書に記載されている「なお、入札説明書に定められた入札参加資格要件等を満たしていること、提出書類の記載事項及び添付資料のすべての記載事項が事実と相違ないことを誓約します。」の一文で確認いたします。 なお、入札参加表明以降に、入札参加資格(共通事項)を有していないことが明らかになれば、失格となります。 修正版を公表いたします。
6	入札説明書	8	3	(2)	イ	(イ)	D 工事实績の証明について該当案件についてコリンズの登録が無い場合、建設工事請負契約書・仕様書・図面等 工事内容が判る書類の写し或いは発注者による実績証明の添付で宜しいのでしょうか？	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	17	4	(2)	表-5		「第三者賠償リスク」の項目において、調査・設計、建設段階における騒音等に関するリスクは事業者負担となっておりますが、これらは事業者側に帰責がある場合を想定しているものであり、工事を施工するにあたり通常避けることができない騒音等のリスクについては、事業者負担とはならないとの理解でよろしいでしょうか。（言い換えると、「第三者賠償リスク」のリスク分担の解釈は、設計及び建設工事請負契約書（案）の第 3 8 条と同様との理解でよろしいでしょうか。）	第三者賠償リスクの考え方は、ご指摘のとおり第 38 条と同様とご理解ください。第 38 条は発注者・受注者の責任分担を定めたものですが、事業者が第三者に対して損害賠償責任を負うケースは、前提として事業者に故意過失があるケースを想定しています。
8	入札説明書	17	4	(2)	表-5		「住民対応」の項目において、調査・設計、施工に関する住民反対運動、訴訟、要望等のリスクは事業者の負担とされておりますが、住民対応を事業者単独で行うことは難しく、合理的な範囲で貴市からのご協力もお願いしたく存じます。（このような背景から、設計及び建設工事請負契約書（案）第 1 4 条でも「地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする」とされているとの理解です。）	契約書第 14 条にあるとおり交渉等、直接的な対応は行います。

No.	書類名	頁等	項目					質問内容	回答
9	入札説明書	18	4	(2)	表-6			「不可抗力」の項目において、「一定の割合を超える費用負担は本市、それ以外は事業者が負担する」とされています。この「一定の割合」について、16 頁では「一律で決まるものではなく、具体的な事象毎に協議により設定することを想定している」とされておりますが、設計及び建設工事請負契約書（案）第 3 9 条第 4 項では、請負代金の 100 分の 1 を超える額については発注者負担とされております。この 2 点につきどのように整理をしたらよいかご教示願います。	契約書の記載内容に従い、入札説明書の該当箇所は修正いたします。 修正版を公表いたします。
10	入札説明書	19	4	(2)	表-7			「計画・設計・仕様変更」の項目において、「事業者からの請求による変更、不備」は事業者がリスクを負担するとされておりますが、事業者からの請求の理由が、不可抗力その他事業者の責めに帰すべきではない事由による場合は、事業者の負担とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札説明書	19	4	(2)	表-7			「施設損傷」の項目において、「一定の割合を超える費用負担は本市、それ以外は事業者が負担する」とされています。この「一定の割合」について、16 頁では「一律で決まるものではなく、具体的な事象毎に協議により設定することを想定している」とされておりますが、設計及び建設工事請負契約書（案）第 3 9 条第 4 項では、請負代金の 100 分の 1 を超える額については発注者負担とされております。この 2 点につきどのように整理をしたらよいかご教示願います。	契約書の記載内容に従い、入札説明書の該当箇所は修正いたします。 修正版を公表いたします。
12	入札説明書	19	4	(2)	表-7			「性能未達」「要求性能不適合（施工不良を含む。）の場合」とありますが、設計及び建設工事請負契約書（案）には要求性能不適合に関する記載はなく、契約不適合と同義と存じますので、この行は削除いただけないでしょうか。	施設の契約不適合に含まれるものと考え、入札説明書の該当箇所は削除いたします。 修正版を公表いたします。
13	入札説明書	別紙 1						別紙 1 事業場所の位置の図面データは、受注後に CAD データでいただく事は可能でしょうか。	提供いたします。
14	要求水準書	1	1	(2)				「令和 8 年 3 月末までに大阪口配水池及び東明寺ポンプ場の状態・故障信号の監視を昭和浄水場で行えるようにする必要がある、当該対応は本事業期間内に実施する予定である。」とありますが、本事業の工事完了は令和 8 年 9 月 30 日であり、両者に乖離があります。大阪口配水池及び東明寺ポンプ場の監視取り込みは、本事業の落札事業者が実施するのか、もしくは、別途工事で発注されるのかご教示ください。 本事業の落札事業者が実施する場合、詳細工事内容の提示時期、設計変更の方法と時期、金額の決定方法をご教示ください。また、本施設（大阪口配水池及び東明寺ポンプ場）は提案項目の評価対象外という理解でよろしいでしょうか。	本事業の落札事業者が実施するのか、別途工事で発注するのかは、現段階では未定です。なお、当該範囲については、評価の対象外とします。

No.	書類名	頁等	項目					質問内容	回答（案）
15	要求水準書	3	2	(1)				本事業の対象施設の監視制御項目について、ご提示ください。	別紙 3 として公表いたします。
16	要求水準書	4	1	(5)	(イ)			設計技術者は「設計の管理を行う者」として定義されていますが、システム技術者との「監視制御システム（クラウド）のシステム設計の実務経験」の要件が重複しているように見受けられます。設計技術者は「設計の管理」としての実務経験は不要とのことでしょうか？	「設計の管理」は詳細設計の管理を行う役割であり、工事施工もしくは監視制御システム（クラウド）のシステム設計の実務経験に、「設計の管理」の実務経験を含むものとご理解ください。
17	要求水準書	4	1	(5)	(イ)			設計技術者とシステム技術者は兼務できるものとするがありますが、配置技術者との兼務は可能でしょうか？	資格と実務経験を有していれば兼務は可能とします。
18	要求水準書	4	1	(5)	(イ)			「設計技術者及びシステム技術者として、過去 10 年間における実務経験を有するものを配置しなければならない。」とありますが、10 年間の実務経験を記載する様式がありません。該当する担当者及び実務経験経歴書は契約締結時に提示でよろしいでしょうか？	指定様式はありません。担当者及び実務経験経歴書は契約締結時にご提示ください。
19	要求水準書	5	3	(1)	エ	(オ)		貸与される資料には、電子データ（CAD）も含まれている認識でよろしいでしょうか。	市保有分の電子データの貸与は可能です。
20	要求水準書	6	3	(2)	イ	(オ)		場外施設と外部データセンター間を直接伝送するが設備があるのでしょうか。	場外施設と外部データセンター間の接続に、要求水準書 13 頁 3(3)ア(ウ)①に記載のある Interconnected WAN を利用する場合を想定しています。
21	要求水準書	7	3	(2)	エ	(オ)		監視制御システムを検討する上で必要になるため、「別で整備予定の情報管理システム」について、どのようなシステムなのか、いつ頃整備されるのか、具体的にご教示ください。	現段階では未定です。
22	要求水準書	7	3	(2)	エ	(オ)		「別で整備予定の情報管理システム」に接続するための対応費用も見積対象となりますでしょうか。	見積対象外です。
23	要求水準書	7	3	(3)	ア	(ア)	③	タブレット端末の通信については、昭和浄水場内に無線ルータを設置し、Wi-Fi による無線データ通信を想定されていますか。	想定していません。
24	要求水準書	8	3	(3)	ア	(ア)	⑤	「PLC は二重化構成とすること」とありますが、これは浄水場と場外設備を結ぶ通信伝送装置を示すものであり、浄水場とクラウド間を接続する通信装置については適用外という認識でよろしいでしょうか。	二重化の対象とする通信伝送装置は、浄水場に設置する PLC のみとします。
25	要求水準書	9	3	(3)	ア	(ア)	⑩	今回撤去対象となっている、山田ポンプ場と山田第 1 配水池間の直送ケーブルは県道 1 2 3 号沿いを架空配線されているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書	9	3	(3)	ア	(ア)	⑪	昭和 9 号・11 号取水場用通信伝送装置は、新盤（別途工事）に設置することとあります。具体的には通信伝送装置を本事業で用意し、別途工事受注者に支給し、別途工事受注者にて取り付けるとの認識でよろしいでしょうか。	通信伝送装置の取付・試験調整は本事業範囲とします。
27	要求水準書	9	3	(3)	ア	(ア)	⑪ ⑫	別途工事の発注時期、工期と新盤の図面等はいつごろ提供していただけるのかご教示ください。	両取水場ともに令和 7 年度に発注して、本事業終了までに工事を終える予定です。新盤の図面提供時期については、工事受注業者との調整となりますので、現時点では未定です。
28	要求水準書	10	3	(3)	ア	(イ)	⑨	「メール等の外部警報通報機能」はインターネット回線を使用してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁等	項目					質問内容	回答（案）
29	要求水準書	11	3	(3)	ア	(イ)	⑩	「警報履歴、操作/状態履歴はそれぞれ 5000 件以上保管できるものとすること」とありますが、将来の監視対象拡大を見据え、件数単位ではなく、計測データや積算データと同様に 1 年以上など期間単位で無制限に保管できる仕様でもよろしいでしょうか。	5000 件以上の保存機能を想定できるような期間の設定が可能な場合のみ、期間設定の仕様を可能とします。
30	要求水準書	14	4	(3)	イ			別途工事の発注時期、工期、工事内容について、すでに決まっている工事があればご教示ください。	決まっている工事はありません。
31	要求水準書	15	4	(3)	エ	(ア)		入力費用算出のため、「本市の施設台帳」を開示していただけないでしょうか。	契約締結後に開示します。
32	要求水準書	15	4	(3)	エ			「実施方針等に関する質問への回答 No1」でフォーマット等の提示を行うとありますが、いつごろご提示いただけますでしょうか。	提示可能な情報は、要求水準書に記載のとおりです。
33	提出書類作成要領 及び様式集	2 5	2 3	(2) (2)	表 2		⑥	当該 CD-R に事業名等の明記は不要でしょうか。	提出書類作成要領及び様式集の 5 頁 3 の（3）の（ウ）に記載のとおりです。
34	提出資料作成要領 及び様式集	3	2	(4)	(イ)			添付資料の様式・枚数等についての指定は無く、民間事業者の任意と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	提出書類作成要領 及び様式集	5	3	(3)	(ウ)			「技術提案書提出時には、上記（2）で作成した～」とありますが、「上記（イ）」の誤記という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	提出書類作成要領 及び様式集	5	3	(4)	(イ)			「交付された封筒に入れ～」とありますが、封筒は別途貴市よりご提供いただけるのでしょうか。	入札参加資格申請時に提供いたします。
37	提出書類作成要領 及び様式集	11						入札参加資格確認申請時提出書類の添付資料「入札参加資格（共通事項）を有していることを示す書類」とは、どのような書類を提出すればよいでしょうか。	提出資料作成要領及び様式集の様式Ⅱ-2 入札参加資格確認申請書に記載されている「なお、入札説明書に定められた入札参加資格要件等を満たしていること、提出書類の記載事項及び添付資料のすべての記載事項が事実と相違ないことを誓約します。」の一文で確認いたします。 なお、入札参加表明以降に、入札参加資格(共通事項)を有していないことが明らかになれば、失格となります。 修正版を公表いたします。
38	提出書類作成要領 及び様式集	21						提案書様式Ⅲ-4-1 のタイトルは、「システムの将来における拡張性」となっておりますが、様式Ⅲ-0 では「将来におけるシステムの拡張性」となっております。どちらが正しい表記なのでしょうか。	申し訳ありません。「将来におけるシステムの拡張性」が正しいです。 修正版を公表いたします。
39	提出書類作成要領 及び様式集	24						提案書様式Ⅲ-6-1 のタイトルは、「臨機の措置に関する提案」となっておりますが、様式Ⅲ-0 では「監視制御システムの保守計画及び維持管理」となっております。どちらが正しい表記なのでしょうか。	申し訳ありません。「監視制御システムの保守計画及び維持管理」が正しいです。 修正版を公表いたします。
40	提出資料作成要領 及び様式集	様式Ⅲ	7					要求水準チェックリスト[提案書記載箇所]について、技術提案書の様式Ⅲには要求水準を満たすことを全て網羅し書き示す必要があるということでしょうか？	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁等	項目				質問内容	回答（案）
41	提出資料作成要領 及び様式集	様式Ⅲ	7				要求水準チェックリスト[提案書記載箇所]について、技術提案書の様式Ⅲに要求水準に関する内容を記載しきれない場合、添付資料を用いて適宜要求水準を満たすことを補足しても宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
42	設計及び建設工事 請負契約書（案）	3	第6条	第1項			設計の成果物には当社のノウハウが含まれますため、第6条第1項を以下のように修正いただけないでしょうか。 「成果物（第49条第1項の規定により準用される第41条に規定する指定部分に係る成果物及び第49条第2項の規定により準用される第41条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条及び第8条の2において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下本条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は受注者に帰属し、受注者は、発注者に対し、発注者が対象施設を使用するために必要な範囲において、当該著作物の使用を無償で許諾する。」	設計委託の成果品の扱いについては、これまでも記載したとおりの扱いであったため、修正はいたしません。
43	設計及び建設工事 請負契約書（案）	3	第6条	第2項			設計の成果物には当社のノウハウが含まれますため、第6条第2項を以下のように修正いただけないでしょうか。 「2 発注者は、受注者が承諾したときに限り、当該成果物の内容を公表することができ、また、発注者は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。」	設計委託の成果品の扱いについては、これまでも記載したとおりの扱いであったため、修正はいたしません。
44	設計及び建設工事 請負契約書（案）	3	第6条	第3項			設計の成果物には当社のノウハウが含まれますため、第6条第3項を以下のように修正いただけないでしょうか。 「3 発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、事前に受注者の承諾を得なければならない。」	設計委託の成果品の扱いについては、これまでも記載したとおりの扱いであったため、修正はいたしません。
45	設計及び建設工事 請負契約書（案）	21	第45条	第8項			本条項にて定める遅延利息の割合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率である年2.5パーセントとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	設計及び建設工事 請負契約書（案）	26	第55条	第2項			「前項の場合において、受注者は、発注者が請求した方法と異なる方法によることはできない」とありますが、修補等の方法については受注者との十分な協議があるとの理解でよろしいでしょうか。	契約不適合責任が問題となった場合には、実務的にはどのように履行を追完していただくか等について協議させていただくこともあると考えられますが、いかなる方法を選択するかは発注者が決定できることとさせていただきます。
47	設計及び建設工事 請負契約書（案）	29	第63条	第2項 ・第3項			万が一契約解除となった場合の①既履行部分の引渡しの要否及び②既履行部分の金額については、受注者との十分な協議があるとの理解でよろしいでしょうか。	発注者が契約解除を選択する場合にも、実務的には既履行部分の取り扱いや金銭評価について協議させていただくことになるのではないかと考えられますが、こちらも同様に発注者が決定できることとさせていただきます。

No.	書類名	頁等	項目					質問内容	回答（案）
48	公契約約款特約条 項（工事請負契 約）	1	第 9 条					本条における違約金の金額をご教示お願いいたします。	設計及び建設工事請負契約書（案）第 65 条に準拠します。
49								貴市と質問回答の内容を再確認する場や要求水準書の理解を深め、より良い提案をするために、貴市と事業者による技術的対話の機会を設けていただけないでしょうか。	希望者に対して実施します。 入札参加資格申請時に意思確認します。